

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（第6回）会議録

開催日時 平成25年3月14日（木）午後6時30分～午後8時10分
開催場所 苫小牧市役所3階会議室（北庁舎側）
出席委員 東会長、福井副会長、高野委員、江川委員、阿部委員、岡委員
欠席委員 佐々木委員、長岡委員
事務局 市民自治推進課長（松岡）、市民自治推進課主査（中村）、
市民自治推進課（今村）
報道機関 苫小牧民報社記者、朝日新聞記者、北海道新聞記者
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、定刻を過ぎましたので、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、第6回苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会を開催させていただきます。今日は、一応、第6回目ということで、最後の懇話会ということになります。

本日は、佐々木委員と長岡委員が所用により欠席となります。今、福井委員がこれから向ってくるそうです。よろしく願いいたします。

それでは、東会長、よろしく願いいたします。

2 会議

●東会長 皆さん、こんばんは。ようやく最終回にたどり着きまして。まあ、これまで非常に論点が多岐にわたって、また、議論が非常に活発に行われて、ややもすると120分を大幅に超過してしまうということが何度ございましたので、まあ、今日はそれを調整する意味で、若干、早めに終了できればと考えております。

ただまあ、今回、おまとめいただいた論点ですが、提言書の内容が16項目ございますので、ちょっと計算してみますと、5分ですと1時間20分、6分だと1時間36分、7分かけると1時間52分になりますので、5、6分程度です、ね、「これまでの議論どおりにこの提言書の中に反映されているかどうか」、「我々の議論と違ったところがないかどうか」、そういったところを中心にですね、確認して、スムーズに全体の作業を終わりたいというふうに考えております。

(1) 住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言書（案）の検討について

●東会長 それでは、早速、議題「(1) 住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言書（案）の検討について」、「第1 住民投票制度の意義と位置付け」について、まず事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言書（案）」につきまして、御説明いたします。

この最終提言書（案）につきましては、これまでの市民検討懇話会での議論を踏まえまして、個別の論点につきまして集約をするとともに、具体的な提言書として取りまとめ、市長に提出するものでございます。

最終的な提言書につきましては、本日配布しているものの前の部分に「表紙」、「はじめに」、「目次」が、後ろの部分に「委員名簿」、「これまでの検討経過」、「苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会設置要綱」が入ることとなりますが、提言内容に影響しない部分であるため、本日の会議におきましては、割愛させていただいております。

論点につきましては、市民検討懇話会で議論をした16項目としております。

以下、個別論点ごとに簡単に御説明をしたいと思います。

【第1 住民投票制度の意義と位置付け】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第1 住民投票制度の意義と位置付け」ですが、この項目では、住民投票制度が、市政の重要な課題について投票により住民の意思を把握し、その総意を市政に反映させていくための仕組みであること。また、住民投票は、市民参加制度その他の参加の仕組みで解決がされない場合等に実施されるものであること。住民投票制度は、間接民主制を補完する制度として位置付けられることの3点を確認するものでございます。

論点1につきまして、事務局からの説明は、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。この今日配布された資料につきましては、事前に皆様の方にメールですすね、添付ファイルで送られていて、一応、お目通しいただいているかと思っております。その後、もし事務局の方ですすね、何か大きな修正なり変更なりがあったら、その点については付け加えていただきたいと思います。そうでない限りはですすね、一度お目通しいただいたということで、進めさせていただきます。

それでは、先ほどの事務局の説明につきまして、何か御質問はございませんでしょうか。

●会場の委員 （特に質問、意見等はなし。）

●東会長 事務局の方で、この「第1 住民投票制度の意義と位置付け」について、メールで事前に配布していただいた原稿と異なった部分はございますでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） この部分は、特段、語句の整理を一部した部分が、ちょっと、正確にどこの部分かというのを覚えていませんが、大きく内容を変えている部分はありません。

●東会長 はい、承知いたしました。

そういうことですので、特に御質問がないということであれば、ここについては以上をもって確認をさせていただいたということで、次に進みたいと思います。

それでは、次の「第2 個別設置型条例と常設型条例」につきまして、事務局の方から説明をいただきます。よろしくをお願いします。

【第2 個別設置型条例と常設型条例】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第2 個別設置型条例と常設型条例」ですが、この項目では、本市における住民投票条例については、常設型の住民投票条例を制定し、自治基本条例第6条における仕組みとしての住民投票制度を担保することを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい。この点につきましては、1ページ分だけですね。何か御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

●会場の委員 （特に質問、意見等はなし。）

●東会長 そもそもこの点につきましては、結論的には自治基本条例第6条によって、まあ、「常設型」という（住民投票制度を考える会からの）提言が既に出されておりました、それに基づいて、我々が再度検討したということで、まあ、自治基本条例第6条に定めているところから従ってやるということになりましたので、特に問題なかろうと。

御質問がないようですので、この点につきましても以上をもちまして確認とさせていただきます。

それでは、次の「第3 投票結果に対する拘束力と尊重義務」につきまして、事務局の方から御説明いただきます、よろしくお願いいたします。

【第3 投票結果に対する拘束力と尊重義務】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第3 投票結果に対する拘束力と尊重義務」ですが、この項目では、住民投票の投票結果について法的拘束力を持つ「拘束型」の住民投票条例の制定は困難であること。そのため、「諮問型」の住民投票条例を制定すること。住民投票の投票結果については、「諮問型」の住民投票条例においてもこれを尊重することが求められることを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 ありがとうございます。これも、資料の方ではまとめて1ページでございますね。ただ今の事務局からの御説明につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。

●東会長 先ほどの論点第2、それからこの論点第3につきましても、特に事務局の方で修正した部分はございませんね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●会場の委員 （特に質問、意見等はなし。）

●東会長 質問がないようでしたら、次の第4に進めさせていただきます。

では、確認されたということで、次の「第4 住民投票の対象事項」につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【第4 住民投票の対象事項】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第4 住民投票の対象事項」ですが、この項目では、住民投票の対象事項を「市政の重要な課題」とし、「市政の重要な課題」であっても、住民投票に付することが適当でない一定の対象事項については、住民投票の対象事項から除外することを確認するものでございます。

なお、住民投票の対象事項として11ページにイメージ図を掲載しておりますので、併せて御参照をお願いいたします。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。こちらの方につきましては、資料8ページ、9ページ、10ページ、11ページの4ページのみですね。

ここにきましても、事前に配布された未定稿から変更された大きな部分というのはございますでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 前段階で送付している資料では、11ページの「住民投票の対象事項（イメージ図）」というのが入っていなかったわけです。

●東会長 そうですね、はい。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それで、今回、具体的にその、住民投票の対象事項となる「市政の重要な課題」が、全体の中のどの部分に当たるのかということをお示ししたものを掲載しております。

●東会長 はい、ありがとうございます。

●東会長 何か御質問はございませんでしょうか。

●東会長 それでは、私の方から1点だけ。イメージ図を付けていただいて非常に分かりやすくなっていると思いますが、「色付けされる部分」と「そうではない部分」とがあり、それで、「色付けされている部分」が住民投票の対象事項であるということですね。

ただ、ここで、色付けされていないこの部分（「市の意思として明確に表示しようとする場合」であり、かつ、「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」、「市の組織、人事又は財務に関する事項」又は「専ら特定の市民又は地域に関する事項」である部分）ですけれども、「もう少しちょっとうまい処理がないのかな。」という感じがいたしまして。集合的にも重なっているわけですね。

もちろん、「色を付けないのだから、この部分は（住民投票の対象事項には）含まれない。」というところになるのでしょうかけれども。この(2)、(3)、(4)の白い部分で「市の意思として明確に表示しようとする場合」と重なり合う部分の、下の3つの部分ですね。それで、この重なりあう部分についての処理が、うまい方法がないのかなというのは、今ちょっと、感じたところなのですが。

これ（「市の意思として明確に表示しようとする場合」というのは、そもそも、もう、ここ(2)、(3)、(4)の白い部分）には重ならない形というわけでもないのですかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） (1)から(4)までの中で、「市の意思として明確に表示しようとする場合」というのは、(条例上にそれぞれの各号においてただし書として規定する、規定しないに係わらず、(1)から(4)までの中において、)それぞれ（「市の意思として明確に表示しようとする場合」というのは、理論上）可能性があるということです。

それで、ただし「(1) 市の権限に属さない事項」については、「市の意思として明確に表示しようとする場合」については、(ただし書により)除かれますので、その部分については住民投票の対象事項ということになるということで、「市の意思として明確に表示し

ようとする場合」については、まあ、(条例上にそれぞれの各号においてただし書として規定する、規定しないに係わらず、(1)から(4)までの中において、ケースとしては考えられるということで、この) 4つの部分にかかっているのですけれども、色付きの部分につきましては、(この4つの部分のうち)「(1) 市の権限に属さない事項」のみに色が付いておりまして、残りの「(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」、あるいは、(3)、(4)の枠の部分ですけれども、(条例上にそれぞれの各号においてただし書として規定はしないのであるのだけれども、) その部分 ((2)、(3)、(4)の白い部分で「市の意思として明確に表示しようとする場合」と重なり合う部分) は、理論上は「市の意思として明確に表示しようとする場合」というのが含まれる(あり得る)のだけれども、その部分については住民投票を実施することができないということで、このような形にしているところでございます。

- 高野委員 「(1) 市の権限に属さない事項」と「市の意思として明確に表示しようとする場合」との重なり部分については、) あえて塗っているということですよ、そうすると。「市の権限に属さない事項」についても、例えば「原発ができます」とか、そういったときには市の意思表示をしなければならないので、ということで。「住民投票が実施できる。」という意味で、塗っているというふうに捉えて大丈夫ですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。そういうことです。

- 東会長 これ、2番目の部分は、誤りでしょうかね、二つ目のところは。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それはあの、対象としてですね、(「(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」と「市の意思として明確に表示しようとする場合」とが) 重なっているのだけれども、色が付いている部分については、ちょっと見見にくくて申し訳ないのですが、色が付いてある部分は、一番上の部分(「(1) 市の権限に属さない事項」と「市の意思として明確に表示しようとする場合」との重なり部分) だけになります。

- 東会長 いえ、あの、(「(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」の部分なのですが、)「(法令の規定に基づき) 住民投票を行うことができる事項」で間違いはないでしょうか。「できない事項」ではなくて、「できる事項」でよろしいのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「できる事項」でよろしいです。「できる事項」ですから、(住民投票条例による住民投票の) 対象から外されますので、そこは色が(ついていなくて)、住民投票条例(に基づいての住民投票の対象とはならないということです)。

- 東会長 法令に基づいてやるのから、住民投票条例により住民投票をやるものではないということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。

- 阿部委員 外側の(集合部分である)「住民投票が請求される可能性のある事案」という表現は、どうなのでしょうかね。(住民投票が請求される) 可能性はあるのだけれども、(市政の重要な課題ではないということで) 排除するというのが外側の白い部分(「住民投票が

請求される可能性のある事案」であり、かつ、「市政の重要な課題」ではない部分) のところということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね。外側（「住民投票が請求される可能性のある事案」であり、かつ、「市政の重要な課題」ではない部分）というものは（考えられる）全ての事案、「全て」を何と表現するのかというところになりますので。

●阿部委員　そうですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　ここでは「住民投票が請求される可能性のある事案」というような表現をしたのですが。

まあ、端的に言う「全て」ということなのですが、ただ、その中から住民投票の対象となるものが「市政の重要な課題」ということです。もし、この部分について、何か誤解を与えるようなことがあるとすれば、ちょっと（「住民投票が請求される可能性のある事案」というような表現については、）違う表現も考えたいとも思いますけども。どうでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね、（ここでは、確かに）「請求される可能性」と書いていますので、それでは、「（請求される）可能性がないもの」は、この枠の外であるのかという疑問も考えられなくはないので、ちょっと、「そこは、どうなのでしょうか。」というところでしょうか。

●阿部委員　ちょっと、違和感を感じたところなのですけども。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　ここでその、イメージ図として外枠がある意味というのは、(1)から(5)までに各号列挙する) ネガティブリストに当たるのかどうかといった具体的な判断をするよりも前の段階における部分において、「全く（住民投票の対象事項から）はじかれる部分は、通常、ないのか。」というところを、どのように表現するのかという部分になるかと思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　良い表記があるかどうか、ちょっと引き続き検討したいと思いますけれども。

●東会長　そうですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　最終的に、もう少し適切な表記があるかどうか、検討したいと思います。

●東会長　それである、ここでタイトルが「住民投票の対象事項（イメージ図）」となっていますよね。これは、「住民投票条例による住民投票の対象事項（イメージ図）」とした方が（より適確かと思えます）。ここの図の中に、法令の規定に基づく住民投票をこの中に含めていますので、「条例による住民投票は、色付けの部分だよ。」ということが、それで少しは明確になるのではないかなという気がしますが、いかがでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　第4の（論点の）見出しがですね、「住民投票の対

象事項」ということで、本提言書については、全て住民投票条例に係ること、(つまり、住民投票条例に規定として) 載るであろう項目を全て書いているということもございまして、あえて「住民投票「条例」の対象事項」という表記としていなかったところなんですけれども、その部分はどうでしょうかね。

●東会長 承知しました。ここがちょっとですね、住民投票は確かにあるのだけれども、「条例に基づく住民投票ではない住民投票もある。」ということ、すぐにですね、分かるのかどうかという、分かりにくい人もいますので、「注を入れる。」とか何か、そういう形で明確にされた方がよろしいのではないかなと思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 最終調整までに、ちょっと検討したいと思います。

●東会長 「市の権限に属さない事項」については、これはもう、住民投票により決定ができない場合もありますし、あるいは、住民の意思を反映するために意思を問うと、それだけの場合もありますから、「市の権限に属さない事項」であっても「市の意思として明確に表示しようとする場合」について、住民投票が可能になるということがあり得るわけですね。

したがって、(それ以外の「(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」、) 「(3) 市の組織、人事又は財務に関する事項」、「(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項」については、これはもう、「市の意思として明確に表示しようとする場合」であっても、住民投票の対象にならないということですね。

他に、ここの論点第4の部分について、何か御質問等はございませんでしょうか。

●福井副会長 いいですか。あの、ちょっと添付された（あらかじめ送付されていた）資料に、この絵（イメージ図）のところがなかったの、今、初めて見たので、ちょっと質問させてもらいたいのですけれども。

先ほど「住民投票が請求される可能性のある事案」が外に白くあって、「市の意思として明確に表示しようとする場合」がここにかかってますけれども、ここってどういうことなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、「市の意思として明確に表示しようとする場合」というのは、「(1) 市の権限に属さない事項」に限って考えられる集合体であるのかというと、そうではないので、それは(2)、(3)、(4)においても「市の意思として明確に表示しようとする場合」というのは、(条例上の規定はともかく、) 理論上あり得るということで、集合体としてはその4つに重なるような形で、「市の意思として明確に表示しようとする場合」というのを図の中の集合として書いています。

それで、「市の権限に属さない事項」については、「市の意思として明確に表示しようとする場合」について住民投票の請求ができるという整理をしておりますので、その部分は「市の権限に属さない事項」と「市の意思として明確に表示しようとする場合」との重なり部分については色が付いている、つまり、住民投票を行うことができると。

ただ、それ以外の部分については、下の他の3つの部分の重なり部分（(2)、(3)、(4)の白い部分で「市の意思として明確に表示しようとする場合」と重なり合う部分）については、「市の意思として明確に表示しようとする場合」であっても、それについては住民投票の請求はできないという整理になります。

ですから、一番上の(1)と「市の意思として明確に表示しようとする場合」との重なり部

分については色が塗られているのだけれども、下の(2)、(3)、(4)と「市の意思として明確に表示しようとする場合」との重なり部分については色が塗られていないというのはそういうことです。

●福井副会長 そうじゃなくて、外の（「住民投票が請求される可能性のある事案」の部分で「市政の重要な課題」ではない部分、かつ、「市の意思として明確に表示しようとする場合」である白い部分ですが）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 一番外側の部分でしょうか。

●福井副会長 そうです。

●東会長 こういうことですかね。例えば「市の意思として明確に表示しようとする場合」というのは、「市政の重要な課題」だけではない事柄でもあり得るということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。

●東会長 しかし、住民投票条例では「市政の重要な課題」（について住民投票の対象事項）と限定しておりますので、このはみ出た部分（「住民投票が請求される可能性のある事案」の部分で「市政の重要な課題」ではない部分、かつ、「市の意思として明確に表示しようとする場合」である白い部分）は色が付かない。そういうことでよろしいですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●東会長 いかがでしょうか。

●福井副会長 「外のところ（「住民投票が請求される可能性のある事案」の枠）が必要なのかな。」って気がしたのですよね。何か、「かえって分かりずらくなってるんじゃないかな。」と思って。「一番外枠が「市政の重要な課題」であつたら駄目なのかな。」って思ったものですから。

それで、ここの部分（「住民投票が請求される可能性のある事案」の部分で「市政の重要な課題」ではない部分、かつ、「市の意思として明確に表示しようとする場合」である白い部分）が何なのかなと思って聞いて、今の理由を聞いたら、「なおさら、いらぬかもしれないな。」と今、思っているんですけども。

●高野委員（何だか住民投票の請求が）できそうな気がしますものね。ここの部分（「住民投票が請求される可能性のある事案」の部分で「市政の重要な課題」ではない部分、かつ、「市の意思として明確に表示しようとする場合」である白い部分）ですよね、この四角い部分ですよね。

●福井副会長 はい。

●高野委員 大して重要じゃないけど「住民投票が請求される可能性のある事案（であつて、「市政の重要な課題」ではない部分について）」でも、「市の意思表示をしようと思ったから、それはできるんじゃないか。」っていうのは、確かにこの図だけで見た限りでは（誤解

されると) 思いますよね。

でも、「それは具体的に何か。」って言われたら、ぱっと思い浮かばないのですけれども。

●東会長 つまり、一番外側の大枠というのは、一つの集合、全体集合を示すために必要ですから、それはやっぱり必要であると思うのですよね。その中で、「市政の重要な課題」がその中にもう一つ、まあ、四角っぽい枠があってということです。

●福井副会長 ああ、そういうことですね。分かりました。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 一応、住民投票の対象事項を絞るという意味では、どんなことでも住民投票をしたいという人はいるということです。その中で、本来、住民投票ができるものを絞っていくために、外枠が必要ではないかなという意味です。

●東会長 中には、市政に全く関係のない課題についてですね、「住民投票を（実施したい。）」なんていう方もいらっしゃるかもしれない。そういうものはもう、そもそも問題にならないわけで。市政に関わりはあるのだけれども、重要な課題ではない部分というのは当然にある。それは、全体の中でそれぞれの位置付けを明確にするために、あえてこのように外の大枠というのを設定しておかないと、どこまでがその全体集合であるのかないのか分からなくなってしまうということなんですね。

●岡委員 ちなみに、5号をイメージ図に入れなかったのは、これは。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 5号につきましては、色を塗っている部分について、どこの部分であっても、5号にですね、「(5) (1)から(4)までに掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項」というものに該当する可能性があるということで（図ではなく、下の※の部分の文章による説明としています）。前回の議論の中でですね、確か、「(1) 市の権限に属さない事項」ではあるのだけれども、) ただし書（「市の意思として明確に表示しようとする場合」の部分）で（住民投票の対象事項から）除外したときのお話の関係もあったかと思うんですけども。

ただし書により除外する部分については、1号には確かにただし書が付くのですが、2号、3号、4号には（条例の規定として）ただし書が付かないということ考えたときに、1号のただし書の部分にだけ色を塗り、例えば、ここ（2号、3号、4号と「市の意思として明確に表示しようとする場合」の重なり部分）に色を塗らないとしたときに、色を塗らない理由（1号のみをただし書で除外する理由）の整理が必要になってくるということでもあります。

また、5号というのは、今、色が塗ってある部分のどこの部分でも該当し得るということとなります。

それで、10ページから11ページ目にかけての「例えば(1)のただし書～求められる。」というところで、例として書かせていただいておりますけれども。「市の権限に属さない事項」なのだけれども「市の意思として明確に表示しようとする場合」については、住民投票の対象事項にはなるのですけれども、第5号において市長が「それは不適切だ。」と判断したら、理論上は住民投票はできないということになると。

ただ、設計としてはそういう形になるのだけれども、この部分についてはですね、ただし書が結局のところ無意味となるような形での運用がされることとなることが、住民投票条例を制定するといった趣旨を鑑みたときにですね、そのような裁量を行使する（ことに

より、1号のただし書部分に該当するものについて住民投票の実施を事実上妨げる）ということ（相当な理由がない限りあってはならず）、十分、慎重に、かつ、厳格に判断を行わなければならないということを、（10ページから11ページ目にかけての）「例えば(1)のただし書～求められる。」のところで整理させていただいたということになります。

●岡委員 逆に、図にすると、無理に図にしようすると誤解を生んでしまうし、そのこと（5号）を書かない（図示しない）で、後は文章で理解していただくということにするという方針ということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 5号についてはということですね。

●岡委員 5号について、イメージ図にあえて載せなかったというのは、無理やり図にするのは（難しいという判断なのではないですか）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね、イメージ図として5号を書くとしたらですね、色を塗っている部分と同じ部分ということになりますが、ただそのように図示するとすると、「全て（の項目について住民投票が）実施されない。」という（ように見える）ことになるので。

ただ、5号についてはそういうことなのかと言え、そうではなくて、その色が塗ってある部分のどこの部分であっても、5号の対象となり得るということ（11ページの下3行の※部分で）説明書きとして書いているということです。

●阿部委員 上から4つ目のこの部分（「(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項」と「市の意思として明確に表示しようとする場合」との重なり部分）については、色は塗られないのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 上から4つ目の部分といいますと。

●阿部委員 「※ 全市的に影響を及ぼす課題と考えられる場合には、住民投票の実施が可能と考えられる。」とあるわけですが、「専ら特定の市民又は地域に関する事項」とこのところ（「市の意思として明確に表示しようとする場合」との重なり部分）というのは。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこには、色は塗られないです。

●阿部委員 「全市的に影響を及ぼす課題と考えられる場合」については、（住民投票の実施は）あり得るのですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） （そうなのですが、）ただ、そこ（「全市的に影響を及ぼす課題と考えられる場合」というのは）は、ただし書としては入らない形になりますので、その部分については色は塗られないということです。

●阿部委員 そうなると、例えばこの「全市的に影響及ぼす課題と考えられる場合」というのは、図でいうと、この辺り（「市の意思として明確に表示しようとする場合」の色が付いている部分であって、「市の権限に属さない事項」以外の部分）とか、この辺（色が付いている部分であって、「市の意思として明確に表示しようとする場合」以外の部分）とか

にあるというようなことでしょうか。白いところからは外に出ているということですね。

○事務局（松岡市民自治推進課長） そうですね、色の付いた中にあるということです。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 意思を表明するのであれば、意思を表明するところの色付きの部分（「市の意思として明確に表示しようとする場合」の色が付いている部分であって、「市の権限に属さない事項」以外の部分）でしょうし、意思を表明しないのだけれども「（そのようなものに）反対する」と、そのようなものがどういうものになるのかは分かりませんが、その場合には、その部分（色が付いている部分であって、「市の意思として明確に表示しようとする場合」以外の部分）ということになります。

●阿部委員 わけが分からないですよ、イメージ図があるために。

●高野委員 絶対、イメージ図を付けるという予定にはしているのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、ちょっと、「なかなか（このイメージ図では理解をすることが）難しいよね。」ということであれば、全然、（イメージ図を）落とすことは、やぶさかではありませんので。

●高野委員 実際、その、条例の形ができて、骨子ができただけじゃなくて本当の条例の条文ができたときに、多分、じっくり考えて作る方が何かいいのかなと、今、ちょっとふと思ったんですよ。

さっき、福井さんがおっしゃったこの部分（「住民投票が請求される可能性のある事案」の部分で「市政の重要な課題」ではない部分、かつ、「市の意思として明確に表示しようとする場合」である白い部分）の。これ、多分、さっき岡先生も（イメージ図について）言っていましたけれど、これ、(5)でも、多分、重要でなくても市長が「じゃあ、（住民投票を）やろう。」って言ったら、この部分（「住民投票が請求される可能性のある事案」の部分で「市政の重要な課題」ではない部分、かつ、「市の意思として明確に表示しようとする場合」である白い部分）は、（住民投票が）できるっていうことですよ。

絶対、「市政の重要な課題」という限定をしてしまうという（ことではないですよ）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこ（「住民投票が請求される可能性のある事案」の部分で「市政の重要な課題」ではない部分、かつ、「市の意思として明確に表示しようとする場合」である白い部分について、住民投票が実施されるということ）はないです。

（「住民からの請求」又は「議会からの請求」による住民投票に限らず、「市長自らの発議」による住民投票を行うということも含めて、理論上は、市長が住民投票の発議者になります。そのため、「市政の重要な課題」であるかどうかについては、最終的に市長が判断し、）「市政の重要な課題」しか市長は住民投票を発議しないこととなりますので、仮にそれが「市政の重要な課題ではないのではないか。」という意見があったとしても、（市長が「市政の重要な課題」についての判断の裁量を逸脱して解釈するといった格別の場合を除き、）それは理論上、「市政の重要な課題」ということとなりますので、「市政の重要な課題」の）枠外ということはありませんという整理になります。

ただ、「住民からの請求」及び「議会からの請求」による住民投票については、それ（当該事案が「市政の重要な課題」であるかどうか）を最終的に判断するのは市長、実施権者（住民投票の発議権者）は市長になりますから、そこについては枠外（「住民投票が請求さ

れる可能性のある事案」の部分で「市政の重要な課題」ではない部分）というのは、理論上あり得るといふことになろうかと思ひます。

●高野委員 もうちょっと、精査すべきかもしれないですね。

●福井副会長 あくまでもイメージ図は、この提言の内容をより分かりやすくするためのものだと思うんで、これを見たら、結構ね、こっち（住民投票の対象事項（イメージ図））を中心にやはり見られることとなりますよね。それであれば、こちらの方（8ページから11ページの冒頭部分までの文章による説明）と、ちゃんとリンクした形になってないといけないのかなと思ひますので、先ほど岡さん（もイメージ図のことについて）言われ（まし）た（が、）「専ら（特定の市民又は地域に関する事項）」の(4)（「専ら特定の市民又は地域に関する事項」の下部分）、この部分ですね、この四角（「専ら特定の市民又は地域に関する事項」の四角）の下ところに（5）に対応するための新たな四角形を加えるために線が入っていて、そこが黄色く色塗られているだとか（塗られていないだとか）という方が、何かこちら（8ページから11ページの冒頭部分までの文章による説明）とまっすぐつながるんじゃないかなとかっていうところが、まあ、さっきの（指摘の部分についても）、これもそうなんですよね。どこにも（説明として出て）ないやつが出てくるからこれは何だろうかとか思っちゃうもんですから。

今の提言のところから読み取れる内容に限定して作ったらどうなのかなと思ひますけれども。

●高野委員 （住民投票について）時間をかけて周知徹底する、市民向けに周知徹底するときには（、イメージ図については）絶対必要だと思うんですけれどもね。

●福井副会長 そうですよ。

●高野委員 これ、行政内部に提案するときには、多分、まだ必要ないのかなと。もうちょっと、多分精査して、パッと見て分かるようなものができあがったときの方がいいんじゃないのかなと思ひますよね。

●福井副会長 まあ、でも、分かりやすいけど。こういうの、あった方がね。

●高野委員 そうですね。ただ、これちょっと誤解生みそうな（図ですよ）。「ここは（住民投票が）できるんですか。」「できないんですか。」という質問が出てるところをみると、誤解を生んでいるんじゃないのかなと思ひますよね。

●阿部委員 あった方がいいですよ。分かりやすい図だったら、あった方がいいですよ。

●高野委員 実際、市民向けに説明するときは、絶対必要だと思うんですよ。

●福井副会長 これ、すいません、さっきの5号のことなんですけども、「全部にかかる」という話だったんですけども。自分はそういうふうには捉えていなかったんですよ、実は。列挙、全てを列挙できないから、その「足りないとき」という意味かなって思っていたので、そうすると別に5号（を四角形で白抜きして「専ら特定の市民又は地域に関する

事項」として挿入する図示の方法) もいいのかなと。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね。(5)の部分を四角でこの下（「市政の重要な課題」で色塗りされている中で「専ら特定の市民又は地域に関する事項」の下部分）に更に置くことは、理論上可能であります。

ただ、問題となるのは、「市の権限に属さない事項」と「市の意思として明確に表示しようとする場合」（との重なり部分）が、理論上（住民投票を請求できる事項には）含まれる可能性がありますので、一番下の部分（「市政の重要な課題」で色塗りされている中で「専ら特定の市民又は地域に関する事項」の下部分で(5)を新たな四角で）で囲ったときに、上の集合体（「市の権限に属さない事項」と「市の意思として明確に表示しようとする場合」との重なり部分）が（(5)には）入らない（含まれていない）ように見えてしまうので、それをどう解消するのかという問題があるということです。

●福井副会長 上の集合体が。

●高野委員 レイアウトの問題ですよ。

●東会長 時間の関係もございますので、こういう形ではいかがでしょうか。

まあ、確かにイメージ図があった方が分かりやすいであろうと。ただ、その、イメージ図というのは、飽くまで文章で書かれたものを理解した方がイメージ図を見たときに、どう考えるのか（というものである。）というところを今、この皆さんの御意見から（判断して）言いますと、文章で理解した部分とこのイメージで描かれた部分に「若干の齟齬があるのではないかな。」と一瞬、思ってしまうようなところがあると。逆に、その文章で書いたところを読まないで、イメージ図から入ってきた（人の）場合にですね、実際に（文章で）書かれたこととは違った理解を（イメージ図があることにより）生む可能性があるということがございますので、今回、提言の方からは、イメージ図を抜いて提言するというものでいかがでしょうか。

まあ、いずれ条例ができたときに、その条例をPRするときに、もう一度このイメージを参考に「どういう形が最も望ましいのか。」というのを（考えて、）市として広報していただくということで（どうでしょうか）。事務局が作成されたこの図については、私もよく理解しましたけども。やはり、理解している人であっても、その場合に「これは、どうなのだ。」という質問に影響がありますので、今回はこれを事務局の手元に温存しておいて、次、どこかで生かせるときに御利用いただくということで、いかがでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●東会長 それでは、そういうことで、確認したということにさせていただきます。

それでは、次の「第5 住民投票の投票資格及び請求資格」。この点につきまして、事務局の方から御説明をお願いします。

【第5 住民投票の投票資格及び請求資格】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第5 住民投票の投票資格及び請求資格」ですが、この項目では、住民投票の投票資格を有する者と住民投票の請求資格を有する者とが同一であること。住民投票の投票資格を有する者の年齢要件は、満18歳以上を基本とす

ることが望ましいこと。住民投票の投票資格を有する者の住所要件は、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者であることを確認するものでございます。

なお、参考として、住民投票の投票資格を有する者の年齢要件を満20歳以上とする考え方について、掲載しております。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。資料の方は、12ページ、13ページの2ページ分ですね。

今の御説明に関しまして、何か御質問はございませんでしょうか。

●東会長 この第5につきましても、特に大きな変更はございませんね、未定稿から。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●東会長 質問ございませんでしょうか。

●会場の委員（特に質問、意見等はなし。）

●東会長 それでは、質問がないようですので、御確認いただいたということで次に進ませていただきます。

次は「第6 対象となる市民」でございます。事務局の方から御説明をお願いいたします。

【第6 対象となる市民】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第6 対象となる市民」ですが、この項目では、住民投票の投票資格を有する者及び請求資格を有する者は、本市の区域内に住所を有する自然人である住民を対象とすること。また、投票資格者名簿の被登録資格は、本市の住民基本台帳に記録されている者をその対象とすることを確認するものでございます。

なお、住民投票の対象となる市民のイメージ図を掲載しております。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。ただ今の御説明につきまして、質問はございませんでしょうか。また、事務局の方で特に修正を加えた点はございませんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 一部、14ページの検討の2段落目なのですが、けれども、「自治基本条例で規定している「市民」には、～」のくだりの部分が、前にお送りした部分とちょっと書振りを変えておりますので、そこ以外の変更はありません。

●東会長 はい、承知しました。

●福井副会長 いいと思います。イメージ図も分かりやすい。

●東会長 1か所だけちょっと言わせてもらってよろしいですか。その、今（事務局が）おっしゃった第2段落目ですけれども、第2段落目の3行目ですね。「～住民投票を実施す

ることは困難である。」ということでまとめられておりますが、「困難である。」ということもあるし、また、「適切ではない。」ということもあると思いますので、法人が含まれてますので。

（そのため、2段落目の3行目の表現を）「～このような市民の全てを対象として住民投票を実施することは「不適切であり、また、困難でもある。」というような表現に変更してはいかがでしょうか、という私の方からの提案です。皆さんの御意見をお伺いいたします。

●東会長 「不適切である。」か、又は「困難である。」ということなんでしょうかね。岡先生、この辺、いかがでしょうか。

●岡委員 私も同様にそう思います。「市内で働き、又は学ぶ者」について「困難」というふうな、それは「困難」の対象となっていると思うのですが、「法人その他の団体」については、今、（会長が）おっしゃったとおり「適切でない。」ということで外されているということになるかと思うので、「困難である。」だけでなく「適切じゃない。」ということで表記した方がより正確かなと思います。

●東会長 他の方の御意見、いかがでしょうか。

●高野委員 イメージ図のグレー（色付き）のここ（「住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者」の部分）が対象ということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そういうことになります。

●高野委員 そうなると、「住所」という言い方が、この辺、ちょっと、何か説明した方がよいのかなという気がしないでもないですよ。というのは、この（基本的な考え方の1の「本市の区域内に住所を有する自然人である住民を対象とする。」）と書いてあるんですけども、そうなると、ここの（イメージ図の）「引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者」の、ここ（の部分）も含まれてしまうような気がするんですよ。

それで、実際は「住民基本台帳に載っている人」というふうになると思うんですけども、そうなると、多分、ここ（基本的な考え方の1）に「本市の区域内に住所（を有する自然人である住民を対象）」というよりは、「住民基本台帳に載っている人、自然人の住民を対象」というふうに書かないと、まずいような気がするんですけども。

●東会長 今の件については、こういうことでしょうかね。「引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者」であってでもですね、届出が遅れて、実際上は3か月以上住所を有するんだけど、住民票が作成された日はそこに住所を定めた日よりも後になっている。「実際、いつから住み着いたんですか。」なんていうことは、これは一々確認できないから、住民票が作成された日を基準にして「引き続き3か月以上」という縛りをかけたという風に考えてよろしいんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね。今の「基本的な考え方」の1の部分に「3か月」ということが何ら入っていないことが誤解を生じる原因なのかなと思いますので。

そこの（「基本的な考え方」の1の）部分に、その「3か月」ということを明記するよう

な形で、多分、今の指摘はクリアできるのかなと思いますので、ちょっとそこは検討させていただいてよろしいでしょうか。

●高野委員 要するに、「住所」という言い方自体が「住民票を置いているから住民ですよ。」という言い方と、「住民票を置いてないけど、郵便がくるから俺はそこに住所があるんだ。」というふうに考えている方が、多分、たくさんいらっしゃると思うんで。そういうのをきちんと、「そうじゃないですよ。」ということを明らかにしておかないと、多分、「自分自身は住所はあるから、（投票）できるんじゃないのか。」というふうに考える方が、多分、いらっしゃるんじゃないのかなと。

実際のところは、住民基本台帳という自治体が整備している登録制のものにきちんと載ってなければならないというのをちゃんと説明できるというか、書いておいた方が、明示しておいた方が、多分、利用する人間としては分かりやすいのかなとは思ってますよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） この部分の前段としての整理として、念頭に置いて整理をした（考え方という）のはですね、公職選挙法上の選挙権という要件と、選挙人名簿の登録（についての）、被登録要件（被登録資格等）というものがあるのですが、これが（両方の要件とも）ほぼ同じようなことを書いているんですけども、実は違うのですよね。通常の方は、ほぼ重なるのですが、一部、重ならない人もいます。例えば3か月以上住所はあるのだけれど、住民基本台帳に記録されてなくても、生活の本拠を有しているのであれば、それは理論上（住所であり、）「住民」になるということもありますので。

そこで、まあ、（検討内容の）1番目（の項目）が（公職選挙法における）選挙権相当、2番目（の項目）が（公職選挙法における選挙人名簿の被登録資格相当の）登録要件というイメージで、整理をしている部分でございます。

それで、先ほどもお話ししましたが、「基本的な考え方」の中（の記載）には「住所を有する」ということ（の記載）だけであると、それが、「3か月」というのが何ら書かれていないのが、やはり、ちょっと誤解を生む部分もあろうかと思しますので、その（基本的な考え方の1の）部分については「引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者を対象とする。」と。（「基本的な考え方」の）2番目については、その中で「本市の住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者」というような（表記の）形で、両方とも「3か月」、「3か月」、というのが、はっきり分かるような形で明示をすることでクリアをしようと思いますが、よろしいでしょうか。

●高野委員 「住民票を有する。」とかという言葉に変えることってというのはまずいですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それは。

●高野委員 「本市の区域内に住所を有する。」じゃなくて、「住民票を有する。」という言い方にすることってというのはまずいですかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 住民票を有するという言い方は、一般的ではないですね。「住民基本台帳に記載されている者」という言い方になります。住民票ということであれば。

●高野委員 どうもその「住所」と言うと、「住民票があってもなくても、住所は住所なん

だ。」っていうのが、引っかかるんですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 前提としてあるのは、当然に住所を有しておって、なおかつ、住民基本台帳に記録されている者ということになります。ですから、住民基本台帳だけに記録されていて、全然違う場所に生活の本拠がある方は（投票が）できないということになります。それを、実務上「そういう人がいるのかどうか。」という確認作業をするのかどうかというのは、ちょっと別の問題ですけれども、それ（投票）はできないということです。

ですから、「引き続き住所を有している。」ということと、「（引き続き）住民基本台帳に記録をされている。」ということとは、（住民基本台帳法による住民基本台帳制度を始めとする）制度としては、両方（事実上は）イコールのものとして考えられていて、そういう人が制度の前提とされておりますが、そうでない方もいらっしゃるということになります。ですから、概念としては分けるのだという考え方です。

「住所を有している。」ということと、それが「住民基本台帳に記録されている。」ということとは、別個の概念だと。ただ、それを実際に、住民投票を行うに当たっては、住民基本台帳に記録をされていなければ（住民投票の対象者について事実上）抽出できませんから、そこでの整理になるということです。

●東会長 まあ、この論点第6のところでは、基本的な考え方として「（1 住民投票の投票資格を有する者及び請求資格を有する者は、）本市の区域内に住所を有する自然人である住民を対象とする。」とありますが、これはもう、問題がないと思う。基本的な考え方ですから。

それで、先ほども言いました、論点第5（第5 住民投票の投票資格及び請求資格）の3番目にですね、「基本的な考え方」の3番目に「3 住民投票の投票資格を有する者の住所要件は、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者であることとする。」とあります。それでまあ、一段階これで縛られていますよね。それで、実際に「住所がそこに3か月以上あるかどうか。」ということをして、こういった場合、形式的、画一的に、確実に確認できませんから、そういう意味で「住民票が作成された日から引き続き3か月以上」というのは、まあ、当然、そういうふうになるのかなと考えられると思うのですが、ならないでしょうかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね。一番最初の原案というか、今日、お示ししているものというのは、まず「住所を有する者を対象としますよ。」と、そのうち色塗りの部分、「具体的に（投票資格者名簿に）登録される方は、3か月以上住民基本台帳に記録されている者です。」というような、その整理なので、（今回の原案の中では、）前段階での部分での「3か月」というのは実は何も言ってはいない（原案には記載していない）のですよね。

それ（原案に記載していない理由については、当然、3か月以上住民基本台帳に記録されている者というのは、当然、3か月以上住所も有しているのだろうというような前提での整理にしていますので（「3か月」という記載については、個別論点第5において既に整理済みであるということから、特段、改めて「基本的な考え方」の中には記載しておりません。）。

原案は、そういう形なのですけれども。

●阿部委員 住民票を移していない大学生のお兄さんが、その、どこか別の自治体に住ん

でしたら、その人は住民投票はできないのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 選挙相当でいけば、「できない。」ということになります。

●阿部委員 「できない。」ということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ただ、あの、そこ（選挙のこと）は、ちょっと私の方から言うことが難しいのですが、(そもそもの問題として、)「住民基本台帳に載っているから、住民なのだ。」というわけではないのです。これは、全く別の問題なのです。だから、観念上は（「住所を有する」ことと「住民基本台帳に記録されている」こととが）違うということは、言えるということです。ただ、どのような形で（実際の選挙において）、事実上、取扱いがされているのかというと、それは自治体の運用と言うのでしょうか、そういうところが一番大きいのかなと思います。

ただ、現行の制度としては、そこに住んでいるからそこに住民票を置いていて、それで、住民基本台帳法上もそういう住民を想定していて、選挙人名簿もそれに基づいて作られていると。ですから、そうでない住民、「住民票だけを置いているのだけれども、ここにはいない人は、選挙ができるのですか。」という質問に対しては、それは、(そのような者は)そこには住んでいない(住所を有していない)ので、「そういう人がいれば、それは調査をして、(実際の投票は)できません。」というのが、公式回答にならざるを得ないのかなと思うのですけども。そこは、まあ、そういうことですね。

●阿部委員 そうですね。

●高野委員 「住民票が作成された日」というのは、苫小牧市（の住民票）でいうと「市民になった日」って書いているじゃないですか、住民票の右上の方に。それを指しているのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ちょっと、(住民票の写しの部分の) 具体的にどの日付であるのかというのは、今、直ちに申し上げられないのですが、住民基本台帳に記録されている内容と公職選挙法上の選挙人名簿の被登録資格の要件との関係と同じものを想定しているということになります。

ですから、通常、生まれてからどこからも苫小牧市から転出していない方であれば、それは出生届が提出された日が住民票が作成された日でしょうし、転勤等で苫小牧市に転入されてきた方については転入届を提出した日が、市民となった事実が発生した日ではなくて転入の届出がなされた日が起算ということになりますので。

●高野委員 10年前から住んでいた場合とかでも。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 例えば「10年前から転勤して（苫小牧市に住んで）いたのだけれども（転入届を）出してなかったんだよね。」という場合だったら、それは出した日（転入届を提出した日）からのカウントになります。

●高野委員 その、いわゆる、全然ちょっと話がずれるのですけども。住民票（の写し）の上を書いてある「市民になった日」というのは、「(住民票が) 作成された日」、いわゆる

「住民基本台帳に記録された日」なのかどうかというのが気になったので。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこについては、選挙人名簿の登録の考え方と全く同じです。

●高野委員 選挙人名簿も、その、いわゆる住民基本台帳からピックアップしてやっているということですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうということです。ここの部分の言い回しというのは、公職選挙法の登録要件（被登録資格等）とかの言い回しをそのまま使っているところがありますので、ちょっと回りくどい言い方の部分もあろうかと思いますが、基本的にはそういうことです。

●高野委員 「「住民基本台帳」って何ぞや。」というところから、多分、説明しないと分からないでしょうね、普通の人。それが理解されないと、なかなか難しいですよ。

●高野委員 先に進めていただけてください。

●東会長 はい。

御意見をいただきましたけれども、このイメージ図に深い問題あるというわけではないというふうに判断しますので。これで確認されたということで次に進めたいと思います。

次は、「第7 外国人住民の投票資格及び請求資格」につきまして、事務局の方から御説明をお願いします。

【第7 外国人住民の投票資格及び請求資格】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第7 外国人住民の投票資格及び請求資格」ですが、この項目では、外国人住民を含めて住民投票の権利の対象者とする。住民投票の権利の対象者となる外国人住民の範囲は、「特別永住者」及び「永住者の在留資格をもって在留する者」とすること。住民投票の投票資格を有する外国人住民の年齢要件及び住所要件等は、日本人住民の場合と同様とすることを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい。特にこの16ページ、17ページの2ページにわたってますが、未定稿から修正された部分はございませんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。特にございません。

●東会長 それでは、今の事務局からの御説明につきまして、御質問等はございませんでしょうか。

●会場の委員 （特に質問、意見等はなし。）

●東会長 特に御質問ございませんでしょうか。

じゃ、確認いただいたということで、次に進めさせていただきます。

次「第8 住民投票の請求権者（発議権者）及び署名要件」につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【第8 住民投票の請求権者（発議権者）及び署名要件】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第8 住民投票の請求権者（発議権者）及び署名要件」ですが、この項目では、「一定数の住民の署名を収集した住民からの請求」、「議会からの請求」及び「市長自らの発議」による住民投票制度とすることが適当であること。「議会からの請求」や「市長自らの発議」を設定する場合には、地方自治法の規定等に十分留意する必要があること。住民からの請求による住民投票に必要な署名数については、住民投票の投票資格を有する者の4分の1以上とすることを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。この第8については、18ページ、19ページ、20ページと3ページにわたっています。当初の未定稿から変更された部分はございませんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、ありません。

●東会長 はい。

●東会長 何か質問ございませんでしょうか。

●会場の委員 （特に質問、意見等はなし。）

●東会長 特にないということで、これも御確認いただいたということで、次に進めさせていただきます。

次は「第9 設問及び選択肢の設定」につきまして、事務局の方から御説明をお願いします。

【第9 設問及び選択肢の設定】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第9 設問及び選択肢の設定」ですが、この項目では、住民投票の発議権者である市長は、請求権者と協議を重ねる過程において、請求の趣旨に配慮し、住民投票の期日を告示するときまでに住民投票の設問及び選択肢を具体的に決定すること。設問は、簡潔かつ明瞭でなければならないこと。選択肢は、原則、二者択一により賛否を問う形式とすること。住民投票の請求の趣旨は、住民からの請求、議会からの請求又は市長自らの発議があったときに、速やかに明示されることが望ましいこと。具体的な設問及び選択肢は、住民投票の期日を告示するときまでに明示されることが望ましいことを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。この点につきましても何か修正されたことはございませんでしょうか、事務局の方で。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、ありません。

●東会長 そのままでですね。22ページ、23ページです。何か今の説明に関しまして、質問等はございませんでしょうか。

●阿部委員（「基本的な考え方」の中の）5番（5 具体的な設問及び選択肢は、住民投票の期日を告示するときまでに明示されることが望ましい。）なんですけれども、期日を告示するとき「望ましい。」であると表現した場合に、（具体的な設問及び選択肢は）なくてもいいということなのですよ。そういうことも言えますよね、ありえますよね。

「何月何日に投票です。」と言うときに、「どの問題」について、「どんな具体的な選択肢」であるのかが出されないまま、「投票日」だけぱっと告示されちゃうっていうのは、どういう状況なのでしょうかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）（設問及び選択肢は）明示するというを前提としているので、まあ、「望ましい」ではなくて、もっと強い言い方ということであれば「明示されなければならない。」とかですね、まあ、そのような形でも、全然、かまわないのかなと思いますけども。

●東会長 事務局の方の考え方としては、「具体的な設問や選択肢」が、「投票用紙に印刷される設問、選択肢」そのもの、同一のものという考え方で、この5番目を書かれたわけでしょうか。

同一のものまで出されることは、それは望ましいのだけでも、そこまではできなくても、多少、文言が違って「こういう問題について住民投票を実施しますよ。」と。そこまでが明示されてあれば、問題ないと。そういう趣旨でこういう表現で落ち着いたのではないかと推測するのですけれども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 公告のタイミングが、多分、2回あるのかなと考えておまして。1回目というのが（住民投票の）請求があった時に「請求の趣旨」が知らしめられるというようなタイミング。それから、その後に「具体的にいつ投票を行いますよ。」というのが決まって、投票期日を告示する、「投票は、いつ行いますよ。」というのが（あります）。その時には、かなり詳細が詰まった形での告示になろうかと思しますので、その段階でその、設問とか選択肢とかが決まっていないということは、事実上、ちょっと考えられないのかなということで、この時には当然、設問、選択肢は固まっていないとまずいだろうということですので、そこは告示をする時にはそういったのが（固まっている）。

まあ、どういった形が出るのかというのはありますけども。それはもう固まっているというようなことです。

●東会長 固まっていて、完全に「実際に投票するときの投票用紙に印刷されるもの」と同一の文言であるということまで要求するのじゃないのか。要求しないということで、「望ましい。」ということで表現したのかなと思ったのですが。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこは具体的な執行の部分になるので、なかなか確定的なことは言えないのですけども。実際にその、当然、どのような設問であって、どのような質問というか選択肢が出ているのかというのは、そういったことは、当然、周知

されなければならないと思いますので。

まあ、イメージで言えばどんなイメージなんだろうかね。国民審査の投票というのはなかなか難しいところがあるので、そういったときには、こういう分からない（ものだと思うので）、「罷免したい裁判官に×を付けてください。」とかっていうのは、投票用紙というか、そういうのが（投票方法の）事例として載せて啓発しているような所があるでしょうし、そうでなくても「こういう設問（が出るので、それ）に対して、こういうことを答えてください。」というようなことが明示される、明示している自治体もあると思いますので。そこはちょっと、どうなのでしょうかとということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ただ、阿部委員の危惧されているのは「望ましい。」という表現であれば、「それをしないということがあり得るのか。」という危惧（があるのだけれども、それ）に対しては、「それ（設問や選択肢が一切明示されないというような危惧）は、多分、ない。」ということですね。

●阿部委員 多分、投票用紙を見たときに、日本語って曖昧な部分が多いじゃないですか。実は、自分は「はい」だと思っているのだけれども、「いいえ」になっちゃうことも言葉のあやでできるじゃないですか。事前にある程度、設問をポンと言っておいた方が、じっくりこう考えられるというか。子供の遊びじゃないですけど、実は最後に「～ぬ（否定形）。」と最後に付いていたら、実は思っているのと意味が逆になるとかという話になれば。

という可能性も考えて、特にそんなに（投票する人は投票日当日の投票用紙等を詳しく）見ないでしょうから、設問は。「賛成」か「反対」、「はい」か「いいえ」しか考えてなければ、そこまで詳細まで見るかどうかということを見ると、ある程度、（事前に）明示しておいた方が、そういった誤りを防げるのではないのかなという意味で、あまり余地を残すとどうなのかなと思うんですね。

●東会長 まあ、今のような御意見もありますので、これを「望ましい。」というふうにするのか、あるいは、もっと強くですね「明示しなければならない。」とまで言い切ってしまうのか、その辺りはいかがでしょうか。

●福井副会長 ここはあの、（住民投票が）発議されてから投票を実施するまでって、期間が何日間とかって決まなくて、ある程度幅がありますよね。30日以上90日以下。まあ、それで、すごくこう、急いでやる場合だとかを想定してこういうことになってますか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） こういう想定というのは、30日を切って実施するとかということですかね。

●福井副会長 いえ、そうじゃなくて、要するに、投票日の期日を告示する時に、あまりにもそこまでの期間が短くて、「（それまでに）設問ができない。」ということがあり得るといことで、こういうことになっているのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこまで深くですね、「望ましい。」という表現を使ったことに、あの、あまり意味はないというか、検討はしていないので。そういう問題があるので「望ましい。」としたとか、しなかったとか、ということはありませんので。ただ、何でしょうかね。（「基本的な考え方」の）4番目の部分も「明示されることが望まし

い。」ですので、ここ（「基本的な考え方」の5）も「明示されることが望ましい。」と合わせているというところ以上のものはないのですね、もしも「もっと強く。」とかということであれば、それはそのような整理もあるのですけれども。

●福井副会長 やっぱり努力目標ですものね、これではね。じゃなくて、やっぱり「べきである。」でいいのかな。両方とも「べきである。」でいいと僕は思いますけども。

●高野委員 義務規定ってやつですよ、要は。「市で明示しなければならない。」とか。

●福井副会長 それができない何かがあるんでしたら、こういう形ですけども。それも何か想像できないようなものって、何かあるのかなと。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 具体的にそういう事例を想定して「望ましい。」にしたとかはありませんので。そこはこの会としてですね、例えば「明示されなければならない。」というような強い言い方が望ましいということであれば、それはそれで修正は可能ですけれども。

●高野委員 自治基本条例（第13条）に、「市長の責務」はと（規定されておりますが）、（同条の）最後の（第）3項は努力規定ですけども、それ以外の（同条第1項、第2項の）ところは「ならない。」というふうに言い切っていますから。発議権者が市長であれば「明示しなければならない。」とか、「明示する。」とか、という方がいいかもしれないですね。「その責務をきちんと履行してないじゃないか。」という話にもなりかねないかなという気がしないでもない。そこまで深く読んでいる人はいないと思いますけど。

●東会長 それではですね、時間の関係があるので、こういうことではいかがでしょうか。まあ、これはあくまでも「提言書」であるということとして。今、こういう形でまとまって、最終確認の段階で、ここ（「基本的な考え方」）、最後の5番目の考え方で「義務規定」という議論が出たわけですけども。実際にこれを、条例が制定されるときに「明示しなければならない。」とするのか、あるいは「望ましい。」にするのか。それは条例を制定する人たちが検討することであるので、「なぜ、それが望ましいのか。」という趣旨については、右側のところ（23ページ）です。具体的な設問及び選択肢については、住民投票の期日を告示するときまでに明示されていた方が、投票しやすいものと考えられる。」という意味で捉えておりますので、この趣旨をですね、十分に勘案してですね、実際に条例制定に関わる方たちが考えていただくということで、提言はここにまとめられたままということで収めたいと思いますが、いかがでしょうか。どうしても義務規定にすべきだという強い意見があれば、変更せざるを得ないと思いますけれども。

●福井副会長 あの、逆の考えで、（今の理由部分の）「投票しやすいものと考えられる。」ですけども、もし、そこ（明示されることとなるもの）に「期日」だけ載っていて、「選択肢」も「設問」もなかったら、投票しに行かないんじゃないですか。そのように考えたら、やっぱり義務規定にしておかなければ（ならないのではないですか）。

●東会長 そういうものではなくてですね、これは、（「基本的な考え方」の5の中の）「具体的な」ということで縛りをかけているのですね。「具体的な」設問、「具体的な」選択肢、ということだと思いますよ。

●福井副会長 ああ。

●東会長 何について住民投票が行われるのかというのは、それはもう、当然、分かっています、それで、「具体的な選択肢、具体的な設問まで一致させてください。」ということはどうするのかということだと思えますね。

ですから、何について住民投票をやるか、何について賛否を問われるか分からないということ、当然、あり得ない話なんです。

●福井副会長 分かりました。

●東会長 というように考えたのですが。ただ、まあ、できるだけですね、この辺り、もう少し強い方がいいということであれば、まだ、若干、最終的な印刷まで時間がありますので、またその間に御意見をお寄せいただくということで、期限までに調整したいということ、考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、御確認いただいたということで、次、第10に移らせていただきます。「第10 成立要件」につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【第10 成立要件】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第10 成立要件」ですが、この項目では、成立要件の設定の有無に関わらず、住民投票が行われた場合には必ず開票を行い、住民投票の賛否の内容に係る開票結果を公表すること。成立要件については、一定の投票率を満たした場合における住民投票の賛否の内容に係る開票結果について尊重義務を発生させるための要件として整理をすること。成立要件を設けるとする考え方と成立要件を不要とする考え方があるため、具体的な制度の設計に当たっては十分に留意をする必要があることを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。資料が24ページ、25ページ、26ページですね。この点、事前にお送りいただいた未定稿と大きく異なる部分はございますでしょうか、ございませんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ここは、ありません。

●東会長 はい。分かりました。

皆さんの方で、何か御質問等はございませんでしょうか。まあ、この点についてはよく議論された部分で、その議論の成果が十分に反映されていると考えますがいかがでしょうか。

●会場の委員 （特に質問、意見等はなし。）

●東会長 はい、それでは、特に御異論がないということで御確認をいただいたということで、次に移らせていただきます。

次に「第11 住民投票期日、選挙との同日実施、住民投票に要する費用」。これにつき

まして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【第11 住民投票期日、選挙との同日実施、住民投票に要する費用】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第11 住民投票期日、選挙との同日実施、住民投票に要する費用」ですが、この項目では、住民投票は、「住民からの請求」、「議会からの請求」又は「市長自らの発議」があった日から起算して30日以後90日以内において実施すること。住民投票に要する費用は重要ではあるが、住民投票と選挙とが相互に影響を及ぼすことについては避けるべきであり、そのため、選挙との同日実施を義務付けする制度とはしないこと。住民投票は期待される効果をもたらす時期に実施されることが望ましく、住民投票と選挙とが相互に影響を及ぼすことについては避けるべきであり、結果としての同日実施についてもこれを避けることが望ましいこと。住民投票に要する費用については、情報提供、投票啓発、投開票所設営費など、市長選挙と相当程度の費用が見込まれることを確認するものでございます。

以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。資料の方の28ページ、29ページ、30ページ、31ページ、32ページとございますが、御紹介されたところと変更された点はございませんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ありません。

●東会長 はい。それでは今の御説明につきまして御質問等ございませんでしょうか。

●会場の委員 （特に質問、意見等はなし。）

●東会長 それでは、特に御質問がないということで、確認されたということにさせていただきます。

それでは、次「第12 情報提供」につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【第12 情報提供】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第12 情報提供」ですが、この項目では、市が提供する住民投票に関する情報の内容や具体的な提供の手法は、具体的に行われる住民投票の対象事項により判断されることとなること。投票の際の賛否の判断材料となる情報提供は、公平性、中立性に留意しながら積極的に提供されなければならない、また、これら情報は適切な方法により提供され、かつ、賛否両論の意見は公平に扱わなければならないこと。投票日、投票所、投票方法等についての情報提供については、選挙時においても既に実施されているものと同様に行われる必要があることを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。資料は34ページ、35ページでございます。当初配布されたものと変更された点はございませんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ありません。

●東会長 ありません、はい、承知しました。ただ今の事務局からの説明につきまして、質問等はございませんでしょうか。

●会場の委員（特に質問、意見等はなし。）

●東会長 それでは、この点につきましても、特に異議はないということで、確認されたということとで進めさせていただきます。

次の「第13 住民投票の実施期間、投票及び開票に関する事務等」につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【第13 住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第13 住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等」ですが、この項目では、住民投票の実施機関は市長とするものの、住民投票を実施するに当たり、具体的に発生する事務の全てを市長が行うことは困難であり、効率性の観点からも現実的ではないことから、一部事務については選挙管理委員会への委任等が必要となることを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。資料の方は36ページ、37ページ、38ページ、39ページの4ページですね。事前に配布されたものと変更された点はございますでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 特にございません。

●東会長 はい、承知しました。ということで、今の事務局の御説明につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。

●会場の委員（特に質問、意見等はなし。）

●東会長 それでは、この点も特に御質問がないようですので、確認されたということとで次に進めさせていただきます。

「第14 住民投票運動」につきまして事務局の方から、御説明をお願いいたします。

【第14 住民投票運動】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第14 住民投票運動」ですが、この項目では、住民投票は、十分な議論や情報により住民に判断される必要があるため、住民投票運動については特段の制限を加えず、原則、自由とすること。住民投票運動については、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならず、生活の平穏が侵害されるような行為が行われるものであってはならないこと。また、このような行為については、注意を喚起するための訓示的な規定により、最低限の規制として制限することを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。この点につきまして、資料は40ページ、41ページの2ページでございます。当初、配布されたものと変更された点はございますでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 変更点はございません。

●東会長 はい。では、ただ今の事務局の説明につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

●会場の委員 （特に質問、意見等はなし。）

●東会長 この点も特に御質問等がないということで、確認されたということで、次に進めます。

「第15 再請求の制限期間」につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【第15 再請求の制限期間】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第15 再請求の制限期間」ですが、この項目では、一度示された意思を尊重するとともに、住民投票制度の濫用を避ける必要があるため、同一事案、同旨事案については住民投票の再請求の制限期間を設けること。市長及び市議会議員の任期が4年であることを勘案し、再請求の制限期間は2年程度とすることを確認するものでございます。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、ありがとうございます。ただ今の資料は、42ページの1ページ分ですが、当初、配布されたものと変更された点はございますでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 変更ありません。

●東会長 はい、承知しました。それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、御質問等はございませんでしょうか。

●会場の委員 （特に質問、意見等はなし。）

●東会長 それでは、これも質問がないということで確認されたということで。

最後、「第16 不服申立て、異議の申出」につきまして、事務局の方から御説明お願いいたします。

【第16 不服申立て、異議の申出】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第16 不服申立て、異議の申出」ですが、この項目では、異議の申出については、地方自治法における直接請求の署名簿の署名に関する

る異議の申出や公職選挙法における選挙人名簿の登録に関する異議の申出を参考として、制度を設けることとすることを確認するものでございます。

事務局からの説明は、以上です。

●東会長 はい、ただ今の説明に関する資料は44ページ、45ページの2ページでございますが、この点につきましても当初配布されたものと変更された点はございますでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ありません。

●東会長 はい、承知しました。ただ今の事務局からの説明に関しまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

●会場の委員（特に質問、意見等はなし。）

●東会長 それでは、これも特に御質問がないということで、確認されたということで。

●東会長 第1から第16までの論点全てにつきまして、終了ということです。

若干ですね、1点ばかり議論がある点が残されておりますけども、「望ましい。」とするのか、あるいは「ねばならない。」という義務規定にするのかと。その点について、またですね、更に御意見ございましたらお寄せいただきたいと思います。

そのような状況ですね、今後、提言書を限られた期間で作成いたしますので、その点につきまして御意見をいただくということですね、その他の提言書の最終調整につきましては、会長の方に御一任いただければということで皆さんにお願いする次第でございますが、いかがでしょうか。

●会場の委員（異議はなし。）

●東会長 特に御異論がないということで、御一任いただいたということで、先ほどの点、1点につきまして、御意見ございましたらお寄せください。

●東会長 それでは、会議次第「(2) その他」でございます。これにつきまして、事務局の方から何かございますでしょうか。

(2) その他

○事務局（中村市民自治推進課主査） 本日をもちまして、会議につきましては終了となります。

なお、最終的な市長への提言につきましては、3月28日の木曜日を予定しております。そのため、提言書の部分的な修正につきましては、事務的なスケジュールを考慮いたしまして、3月22日の金曜日が校正のタイムリミットになるものと考えております。

先ほど、東会長の方に、最終提言書についての最終調整については御一任をいただいたところですが、事務局といたしましては、本日の会議での意見を踏まえまして、必要な修正を行い、近日中に最終提言書（案）を委員の皆様へ送付することを考えております。

最終提言書（案）につきまして修正がある場合につきましては、来週の火曜日の3月1

9日火曜日までに事務局に御連絡をいただければと思います。スケジュールがタイトとなりますが、御了解いただけますよう、よろしく申し上げます。

●東会長 はい。

○事務局（中村市民自治推進課主査） また、市長への提言につきましては、3月28日の木曜日の午後2時から、市役所5階の第1応接室で行う予定ですが、東会長、福井副会長からの提出を予定しておりますので、御予定の程、よろしく願いいたします。

当日につきましては、5分前までに5階の方に、直接、お越しいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局からは、以上です。

●東会長 はい、それでは、今、事務局の方からの御説明もございましたように、修正点等についての御意見等がございましたら、3月19日火曜日までに事務局までに提出してくださいということでございます。

●東会長 それではですね、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。長い間、皆さん、お付き合いいただき、ありがとうございました。司会の不手際等も多々ございましたが、御勘弁をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 最後になりましたけれども、私の方から一言、御挨拶させていただきます。委員の皆様におかれましては、昨年の10月から約半年間、大変ハードなスケジュールで6回を乗り切りまして、大変お疲れ様でございました。

東会長には、円滑な進行に努めていただきました。また、皆様には様々な角度から白熱した議論をしていただきましたこと、大変感謝申し上げます。今後も、私ども、市民自治のまちづくり、あるいは市民参加などを進めてまいりますので、様々な場面でまた御協力をいただければと思います。

まだまだ寒い日が続きますので、体に、健康には十分御留意されまして、体を御自愛いただきまして、今後とも御活躍いただけましたらと思います。皆様には大変、御協力いただきまして、この会をスムーズに半年間できましたこと、大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

最後、皆さんそろわなかったのが残念でしたけれど。なかなか3月になりますと日程が、もう皆さん忙しいので、二人欠席ですけども、この結果もお二人に伝えて、最終まとめていきたいと思いますので。

ありがとうございました。

●東会長 どうもありがとうございました。

3 閉会